

日青協ニュース

NISSEIKYO NEWS



一般社団法人

日本青果物輸出入安全推進協会

東京都大田区東海 3 丁目 8-2

TSKビル 3 階

電話 03(6412)9977

No.855

平成 28 年 9 月 5 日

内容についてのご意見をホームページ「お問い合わせ」より、お寄せ下さい。

<http://www.fruits-nisseikyo.or.jp/inquiry/index.php>

平成 27 年度輸入食品監視指導計画の監視指導結果及び

輸入食品監視統計の公表

平成 27 年度の「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」と「輸入食品監視統計」が公表されましたのでその概要をお知らせします。なお、詳細は厚生労働省ホームページの輸入食品のサイトに掲載されています。

1. 輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

(輸入食品の概要)

平成 27 年度中に届出された輸入食品の件数は、2,255,019 件で前年比 1.8%の増加でした。輸入届出重量は 31,900 千トンで前年比 1.6%の減少した。これに対し 8.7%にあたる 195,667 件について検査を実施し、858 件(延べ 897 件)を法違反として、積戻し又は廃棄等の措置を講じています。これは届出件数の 0.04%に相当します。

(検査の概要)

モニタリング検査

平成 27 年度のモニタリング検査状況は、延べ 97,187 件を実施し、食品衛生法に適合しないものは 173 件でした。このうち、果物を含む農産商品については、18,584 件の検査が行われ食品衛生法に適合しないものは 45 件(0.24%)でした。

この結果、モニタリング検査強化となった果物は次のとおりです。

- ① フィリピン産 バナナ(ピフェントリン)、パパイヤ(シペルメトリン)、マンゴー(アゾキシストロビン)
- ② チリ産 キウイ(フェンヘキサミド)、ぶどう(プロフェノホス)
- ③ メキシコ産 アボカド(メタミドホス)、スターフルーツ(フルジオキシニル)
- ④ ブラジル産 マンゴー(シペルメトリン)
- ⑤ ペルー産 キノア(フィプロニル)
- ⑥ 南アフリカ産 グレープフルーツ(エポキシコナゾール)

モニタリング検査強化後検査命令へ移行した果物はありませんでした。

検査命令

検査命令の対象となった品目は 69 品目で、58,874 件が検査命令により検査され、食品衛生法に適合しないものは 239 件（延べ 239 件）でした。

（食品衛生法違反の状況）

違反の理由別・国別にみると次のとおりでした。

- ① 微生物規格に係る違反事例を国別にみると、中国が 62 件（27.9%：微生物規格に係る違反件数（222 件）に対する割合）、次いでタイ 28 件、韓国 21 件で、いずれの国も冷凍食品の微生物規格（細菌数、大腸菌群、大腸菌）の違反が上位を占めていました。
- ② 有害・有毒物質及び病原微生物に係る違反事例を国別にみると、米国が 36 件（23.5%：有害・有毒物質及び病原微生物に係る違反件数（153 件）に対する割合）、次いで中国 25 件、イタリア 16 件で、これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、米国及び中国では、落花生のアフラトキシンの付着、イタリアでは、ピスタチオナッツペーストのアフラトキシンの付着が上位を占めていました。
- ③ 残留農薬に係る違反事例を国別にみると、中国が 35 件（25.9%：残留農薬に係る違反件数（135 件）に対する割合）、次いでベネズエラ 18 件、エクアドル 16 件で、これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、たまねぎのチアメトキサム、ベネズエラ及びエクアドルでは全てカカオ豆の 2,4-D でした。
- ④ 添加物に係る違反事例を国別にみると、フランスが 13 件（10.7%：添加物に係る違反件数（121 件）に対する割合）、次いで、中国 11 件、台湾 10、ブラジル 10 件で、これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、フランスでは、チョコレート類への指定外添加物の使用、中国では漬物スクラロースの過量使用、台湾では菓子類へのソルビン酸の対象外使用でした。
- ⑤ 以下、腐敗・変敗・異臭及びカビ発生などの違反 106 件、残留動物用医薬品 52 件、器具・容器包装、おもちゃに係る規格違反は 32 件でした。

（海外からの食品衛生問題発生情報に基づく緊急対応）

国立薬品食品衛生研究所や内閣府食品安全委員会において収集している海外での食中毒の発生情報や違反食品の回収等の情報に基づき、次の食品について輸入時の監視体制の強化及び国内の流通状況の調査など緊急時の対応が行われました。

- ① フランス産ナチュラルチーズのサルモネラ汚染
- ② 南アフリカ産のぶどう酒のガラス片混入
- ③ 米国産飲料のガラス片混入
- ④ イタリア産オリーブの硫酸銅の不正使用

（輸出国における安全対策の推進）

検査命令やモニタリング検査強化となった食品について、輸出国政府に対し、二国間協議等を通じて違反原因の究明や再発防止対策を講じるよう要請しました。

このうち、残留農薬や牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）の問題など、輸出国における生産、加工段階での衛生対策の確認が必要な場合には、輸出国へ専門家を派遣し、現地調査が行われました。

- ① 米国及びカナダ産牛肉（対日輸出認定施設の定期査察及び対日輸出プログラム遵守状況の確認・検証）
- ② スウェーデン、ブラジル、ノルウェー、デンマーク、スシス、リヒテンシュタイン、イタリア産牛肉（現地調査にて、対日輸出プログラムの実施準備状況等の確認し、当該国からの輸入を再開）
- ③ オーストラリア産牛肉（現地調査にて、対日輸出登録施設の輸出条件の遵守状況の確認）

- ⑤ タイ産アスパラガス、おくら、バナナ、マンゴー及びマンゴスチン（現地調査にて、タイ国が示した再発防止対策及び対日輸出登録業者の対日輸出管理プロウラムの確認）
- ⑥ ベトナム産食品については、異物の混入に係る原因究明及び再発防止対策の確認
- ⑦ オーストラリア産二枚貝について、再発防止対策の確認
- ⑧ フィリピン産マンゴーについて、残留農薬に係る原因究明及び再発防止対策の確認

(輸出国事前調査)

平成 21 年度より、新たな取組として、問題発生の未然防止の観点から、輸出国における衛生対策について、計画的な情報収集、現地調査が行われています。平成 27 年度においては、インドネシア、ドイツ、フランス及びベトナムについて事前調査を実施し、輸出国政府、生産者及び製造者の取組状況について調査が行われました。

(輸入者への自主的な衛生管理の実施指導)

検疫所の輸入食品相談指導室における平成 27 年度の輸入前指導（いわゆる輸入相談）実績をみると、24,377 件の輸入相談を実施し、このうち事前に食品衛生法に適合しないことが判明した事例は 364 件（延べ 461 件）でした。法に適合しない事例を内容別にみると、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準違反が延べ 227 件（49.2%）が最も多く、次いで指定外添加物の使用違反の延べ 151 件（42.8%）でした。

2. 輸入食品監視統計

(概況)

平成 27 年度における食品等の届出件数は、2,255,019 件、届出重量は 31,900,083 トンでした。検査は届出件数の 8.7%にあたる 195,667 件について実施され、内訳は、行政検査 56,466 件、登録検査機関検査 151,672 件（うち、検査命令 58,874 件）、外国公的検査機関検査 4,195 件でした。このうち 858 件が法違反として、積み戻し、廃棄又は食用外転用等の措置がとられましたが、これは届出件数の 0.04%に相当します。

検疫所別に届出件数をみると、東京の 602,881 件（26.7%：総届出件数に対する割合）が最も多く、次いで成田空港の 286,168 件（12.7%）、大阪 275,545 件（12.2%）、横浜 214,032 件（9.5%）、川崎 138,044 件（6.1%）、名古屋 122,908 件（5.5%）、神戸 108,802 件（4.8%）、福岡 79,787 件（3.5%）の順でした。

品目別輸入届出件数をみると、飲食器具 224,521 件（10.0%：総届出件数に対する割合）が最も多く、次いでアルコールを含む飲料 209,282 件（9.3%）、生鮮肉類（内臓を含む）175,493 件（7.8%）、その他の器具 168,314 件（7.5%）、野菜の調整品（きのこ加工品、香辛料、野草加工品及び茶を除く）155,165 件（6.9%）、魚類加工品 105,908 件（4.7%）の順でした。違反状況をみると、種実類 139 件（16.2%：総違反件数に対する割合）が最も多く、次いで水産動物類加工品（魚類、貝類を除く）の 74 件（8.6%）、魚類加工品 67 件（7.8%）、穀類 65 件（7.6%）、豆類 51 件（5.9%）の順でした。

国（地域を含む）別の届出件数をみると、中国の 716,676 件（31.5%：総届出件数に対する割合）が最も多く、次いでアメリカ 224,318 件（9.9%）、フランス 206,455 件（9.2%）、タイ 156,937 件（7.0%）、韓国 119,685 件（5.3%）、イタリア 111,441 件（4.9%）の順でした。違反状況をみると、中国の 170 件（19.8%：総違反件数に対する割合）が最も多く、次いでアメリカの 76 件（8.9%）、タイ 70 件（8.2%）、ベトナム 68 件（7.9%）、韓国 35 件（4.1%）、イタリア 35 件（4.1%）の順でした。

(果物の輸入)

果物の輸入・検査・違反の状況は下表のとおりでした。

果実類の輸入届出、検査、不適合の状況

品目分類	輸入届出件数	輸入届出重量	検査件数	違反件数
核果果実	3,304	6,965	268	0
かんきつ類果実	13,538	256,687	629	6
仁果果実	108	1,482	8	0
熱帯産果実	26,828	1,287,288	4,625	4
ベリー類果実	8,517	39,999	927	3
その他の果実	6,636	55,076	642	2
計	58,931	1,647,497	7,099	15

果実類の輸入届出は 58,931 件で昨年より 1.0%増加しました。輸入届出重量も 1,647,497 トンで 1.0%の増加でした。検査件数は 7,099 件で 1.0%の増で、違反件数は 15 件と昨年度より 6 件増えました。

種類別にみると仁果果実、ベリー類、核果果実の届出件数が減少しました。また、輸入届出重量についても、仁果果実、核果果実、ベリー類は減少となりました。違反件数は、かんきつ類果実が昨年度 0 件から 6 件にベリー類果実が 1 件から 3 件に増え、熱帯産果実が 5 件から 4 件に、その他の果実が 3 件から 2 件に減少しました。

国別に輸入件数をみると、核果果実、かんきつ類、ベリー類は米国からの輸入が最も多く、仁果果実ニュージーランド、熱帯産果実はフィリピン、その他の果実はメキシコがそれぞれ第 1 位の輸入国となっています。違反の状況は、熱帯産果実はフィリピン、メキシコ、ベリー類果実は米国でした。その他の果実は中国から輸入されたものでした。

3. 資料の入手

平成 27 年度「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」、「輸入食品監視統計」は厚生労働省のホームページのホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2016 年 8 月 > 平成 27 年度「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」及び「輸入食品監視統計」の公表に記載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000135049.html>

《行事報告》

- 8/1 カナダ産とうがらしの生果実輸入解禁公聴会（荻野事務局長公述）
- 8/18 第 2 回菜果フォーラム委員会開催
- 8/24 輸出戦略実行委員会第 1 回青果物部会（荻野事務局長出席）
- 8/24 輸出戦略実行委員会第 1 回かんきつ検討会（荻野事務局長出席）
- 8/24 輸出戦略実行委員会第 1 回いちご検討会（荻野事務局長出席）
- 8/25 協会監事監査
- 8/26 食品安全委員会 農薬専門調査会幹事会（川口常務理事傍聴）
- 8/30 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会（川口常務理事傍聴）
- 8/31 オーストラリア大使館参事官（農務担当）・ビクトリア州政府他来会